

岐阜県庁舎及び岐阜県シンクタンク庁舎への自動販売機設置に係る入札説明書

1 賃貸借場所及び面積（詳細は、別紙のとおり）

| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|------|------------------------------------|---------------------|---------------------------------------|------|
| 1 | 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 岐阜県庁舎 | 厚生棟 2 階 大会議室前① | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 事務棟 6 階 自販機コーナー② | 1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 事務棟西塔屋 | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| 2 | 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 岐阜県庁舎 | 厚生棟 2 階 大会議室前② | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 事務棟 9 階 自販機コーナー① | 1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 議会東棟 1 階食堂前 | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| 3 | 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 岐阜県庁舎 | 事務棟 6 階 自販機コーナー① | 1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 事務棟 9 階 自販機コーナー② | 1.50 m ² 幅 1.5m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 厚生棟 1 階階段下 | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| 4 | 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 岐阜県庁舎 | 2 階県民ホール | 1.20 m ² 幅 1.5m×奥行 0.8m | 1 台 |
| 5 | 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 岐阜県シンクタンク庁舎 | 1 階 エレベーターホール | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| 6 | 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 岐阜県シンクタンク庁舎 | 2 階 エレベーターホール | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |
| | | 5 階大会議室前 | 1.60 m ² 幅 1.6m×奥行 1.0m | 1 台 |

※ 1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分・転倒防止部分を含む。

※ 2 厚生棟 2 階大会議室前①・・・大会議室入口に近い方(障がい者対応トイレ側)
厚生棟 2 階大会議室前②・・・大会議室に遠い方(女子トイレ側)

※ 3 事務棟 6・9 階自販機コーナー①・・・入口側
事務棟 6・9 階自販機コーナー②・・・奥側

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあっては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岐阜県が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借期間

物件番号 1～4：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 10 か月間とし、

更新はしません。

物件番号5、6：令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、更新はしません。

(3) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

賃貸借料は、契約期間の年数に均等分割して、年度ごとに納付してください。

(円未満の端数については、初年度分に含めます。)

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができるものとします。

(4) 必要経費

① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても、設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、岐阜県が指定する期限までに全額納付してください。

② 岐阜県庁舎の缶及びペットボトルについては、県が回収します。設置事業者は、処分費の負担が必要となります。処分費用は、処理業者から設置事業者へ直接請求させていただきます。

③ 岐阜県シンクタンク庁舎の缶及びペットボトルについては、設置事業者において回収してください。

(5) 設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、賃貸借料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、岐阜県の指示に従うこと。

エ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。岐阜県シンクタンク庁舎については、回収ボックスに収納された容器は、自社他者製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岐阜県に請求することができません。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県総務部管財課財産活用係
電話 058-272-1137 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年2月9日(水)から令和4年2月22日(火)までの毎日(県の機関の
休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

4の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札に参加を希望する者は、イに定める書類を提出しなければならない。

イ 提出書類(提出部数各1部)

- ① 一般競争入札参加申込書(様式第1)
- ② 誓約書(様式第2)(代理人により入札する場合でも本人の誓約書が必要)
- ③ 設置する自動販売機及びごみ箱のカタログ

ウ 提出期限 令和4年2月22日(火)

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。
郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第
2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書
便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により
申込みを行う場合にあっては、期限までに4の(1)へ到達したものを有効とする。

5 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第114条各号に該当するときは、免除する。

6 入札の日時等

(1) 日時・場所

| 物件番号 | 設置場所 | 入札の日時(※) | 入札場所 |
|------|------|----------|------|
|------|------|----------|------|

| | | | |
|---|---|-------------------------|--|
| 1 | 厚生棟 2階大会議室前① 事務棟 6階自販機コーナー② 事務棟西塔屋 | 令和4年3月8日(火) 午前9時 | 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 岐阜県シンクタンク 庁舎 3階 入札室 |
| 2 | 厚生棟 2階大会議室前② 事務棟 9階自販機コーナー① 議会東棟 1階食堂前 | 令和4年3月8日(火) 午前9時30分 | |
| 3 | 事務棟 6階自販機コーナー① 事務棟 9階自販機コーナー② 厚生棟 1階階段下 | 令和4年3月8日(火) 午前10時 | |
| 4 | 2階県民ホール | 令和4年3月8日(火) 午前10時30分 | |
| 5 | 1階エレベーターホール | 令和4年3月8日(火) 午前11時 | |
| 6 | 2階エレベーターホール 5階大会議室前 | 令和4年3月8日(火) 午前11時30分 | |

※入札を郵便等で行う場合は、令和4年3月7日(月)午後5時までに4の(1)に必着のこと。

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の5分前までに済ませてください。入札は、上記開始時間を厳守しています。開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

(3) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は、1名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状(様式第4)を作成のうえ、提出してください。ただし、1人で複数の代理を兼ねることはできません。

7 入札日の持参品等

(1) 入札書(様式第3)

(2) 委任状(様式第4)

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参ください。

(4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの例:運転免許証)

(6) 入札用定型封筒

8 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札参加者は、岐阜県庁舎及びシンクタンク庁舎への自動販売機設置に係る一般競争入札公告、本説明書及び契約書(案)並びに賃借物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。
- (2) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。
- (3) 入札書には所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印（代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑）のうえ封かんし、入札者の氏名（代理人の場合は、代理人の氏名）を明記して、所定の入札箱に投函してください。
- (4) 入札用封筒

(表)

| |
|--|
| 物件番号 <div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 10px 0;">入 札 書 在 中</div> 氏名 |
|--|

(裏)

| | | |
|---|---|---|
| 印 | 印 | 印 |
|---|---|---|

- (5) 郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。
- (6) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。
- (7) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することができません。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者がした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人がした入札
 - ③ 指定の時刻までにされなかった入札
 - ④ 所定の入札書によらない入札
 - ⑤ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が1人で2以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑥ 代理人が2人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑧ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - ⑨ 記名押印を欠いた入札書による入札
 - ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札
 - ⑪ 入札金額を訂正した入札書による入札
 - ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のない入札

⑬ 競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者がした入札

⑭ 電信による入札

⑮ その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 郵便等による入札を希望する者は、書留郵便等により確実に送付すること。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きを行いますので、本件入札事務に関係のない職員に対するくじ引きに係る行為の委任について了解のうえ、くじ引きに係る委任状（様式第5）も併せて提出してください。

ア 送付先 4の(1)に同じ

イ 送付期限 令和4年3月7日（月）午後5時（必着）

ウ その他注意

二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、入札者の氏名等を表記し、外封筒の封皮に「岐阜県庁舎への自動販売機設置に係る入札書在中」と朱書きで記載すること。

なお、中封筒の作成については、8の(3)及び(4)を参考に作成すること。

9 入札金額

(1) 入札金額は、3の(2)の貸借期間中の貸借料の総額を記入してください。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 落札者の決定

(1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行います。

(3) 落札者は、次の方法により決定します。

①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜県が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。

②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(4) 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

11 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、入札情報は全て情報公開の対象となります。

12 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

13 契約の締結

(1) 別紙県有財産賃貸借契約書(様式第6)により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(3) 賃貸借契約は、申込者名義で行います。

(4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者(2の(3)の①から⑦までに掲げるものをいう。以下同じ。)に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収します。

14 その他

この説明書に定めのない事項については、全て地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則(昭和39年岐阜県規則第48号)、岐阜県公有財産事務処理規程(昭和49年岐阜県訓令甲第16号)、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)、岐阜県会計規則取扱要領(昭和39年39出一第38号出納長通知)その他関係法令等の定めるところによります。

問合せ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県 総務部 管財課 財産活用係

T E L 058-272-1137(直通) F A X 058-278-2550

E-mail c11116@pref.gifu.lg.jp

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

1 岐阜県庁舎

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|---|--|---|---|---|---|--|---|---------|
| 1 名 称 | 岐阜県庁舎 | | | | | | | | | |
| 2 所在地 | 岐阜市藪田南2丁目1番1 | | | | | | | | | |
| 3 設置場所 | <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>厚生棟2階大会議室前① 事務棟6階自販機コーナー② 事務棟西塔屋</td> <td rowspan="4">別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>厚生棟2階大会議室前② 事務棟9階自販機コーナー① 議会東棟1階食堂前</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>事務棟6階自販機コーナー① 事務棟9階自販機コーナー② 厚生棟1階階段下</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2階県民ホール</td> </tr> </table> | 1 | 厚生棟2階大会議室前① 事務棟6階自販機コーナー② 事務棟西塔屋 | 別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。) | 2 | 厚生棟2階大会議室前② 事務棟9階自販機コーナー① 議会東棟1階食堂前 | 3 | 事務棟6階自販機コーナー① 事務棟9階自販機コーナー② 厚生棟1階階段下 | 4 | 2階県民ホール |
| 1 | 厚生棟2階大会議室前① 事務棟6階自販機コーナー② 事務棟西塔屋 | 別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。) | | | | | | | | |
| 2 | 厚生棟2階大会議室前② 事務棟9階自販機コーナー① 議会東棟1階食堂前 | | | | | | | | | |
| 3 | 事務棟6階自販機コーナー① 事務棟9階自販機コーナー② 厚生棟1階階段下 | | | | | | | | | |
| 4 | 2階県民ホール | | | | | | | | | |
| 4 執務時間 | 8:30~17:15 (土日、祝日、年末年始を除く) 庁舎の出入り口は7:30に開き、17:45に閉鎖します。 | | | | | | | | | |
| 5 職員数 (平均来庁者数) | 約2,000人 (約750人) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の数字 ※令和5年1月に新県庁舎が開庁予定であり、その前後は現県庁舎の常駐職員が大幅に減少する可能性があります。 | | | | | | | | | |
| 6 令和2年度売上実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件番号1 3台 1,050千円 ・ 物件番号2 3台 2,313千円 ・ 物件番号3 3台 3,274千円 ・ 物件番号4 1台 334千円 | | | | | | | | | |
| 7 施設内にある飲料水の自動販売機の状況 | お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、スポーツドリンク等 | | | | | | | | | |
| 8 施設内にある自動販売機の飲料の販売価格 | ペットボトル 100~180円 缶飲料 100~210円 | | | | | | | | | |

2 岐阜県シンクタンク庁舎

| 区 分 | 内 容 | | | | | | |
|-----------------------|---|---|---|-------------|---|---|------------------------|
| 1 名 称 | 岐阜県シンクタンク庁舎 | | | | | | |
| 2 所在地 | 岐阜市藪田南5丁目14番12 | | | | | | |
| 3 設置場所 | <table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>1階エレベーターホール</td> <td rowspan="2">別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2階エレベーターホール 5階大会議室前</td> </tr> </table> | | 5 | 1階エレベーターホール | 別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。) | 6 | 2階エレベーターホール 5階大会議室前 |
| 5 | 1階エレベーターホール | 別紙のとおり (設置場所は見やすいように大きくしてあるため、実際の設置場所とは若干異なります。) | | | | | |
| 6 | 2階エレベーターホール 5階大会議室前 | | | | | | |
| 4 執務時間 | 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く） 庁舎の出入り口は7:30に開き、17:45に閉鎖します。 | | | | | | |
| 5 職員数（平均来庁者数） | 約220人（約100人） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の数字 | | | | | | |
| 6 令和2年度売上実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・物件番号5 1台 684千円 ・物件番号6 2台 1,359千円 | | | | | | |
| 7 施設内にある飲料水の自動販売機の状況 | お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、スポーツドリンク等 | | | | | | |
| 8 施設内にある自動販売機の飲料の販売価格 | ペットボトル 120～160円 缶飲料 120～210円 | | | | | | |

様式第 1

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

岐阜県知事様

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

岐阜県の県有施設に自動販売機を設置したいので、入札説明書の内容を承諾の上、当該物件に係る一般競争入札に参加を申し込みます。

申込物件

| 参加有無 | 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|------|------|--|---------------|--------------------------------------|------|
| | 1 | 岐阜市藪田南 2丁目1番1 岐阜県庁舎 | 厚生棟2階大会議室前① | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 事務棟6階自販機コーナー② | 1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 事務棟西塔屋 | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | 2 | 岐阜市藪田南 2丁目1番1 岐阜県庁舎 | 厚生棟2階大会議室前② | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 事務棟9階自販機コーナー① | 1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 議会東棟1階食堂前 | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | 3 | 岐阜市藪田南 2丁目1番1 岐阜県庁舎 | 事務棟6階自販機コーナー① | 1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 事務棟9階自販機コーナー② | 1.50 m ² (幅 1.5m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 厚生棟1階階段下 | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | 4 | 岐阜市藪田南 2丁目1番1 岐阜県庁舎 | 2階県民ホール | 1.20 m ² (幅 1.5m×奥行 0.8m) | 1 |
| | 5 | 岐阜市藪田南 5 丁目14番12 岐阜県シンクタンク 庁舎 | 1階エレベーターホール | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | 6 | 岐阜市藪田南 5 丁目14番12 岐阜県シンクタンク 庁舎 | 2階エレベーターホール | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |
| | | | 5階大会議室前 | 1.60 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m) | 1 |

※参加する物件に○を記載してください。(空欄の場合は不参加とします。)

【添付書類】

- ① 誓約書
- ② 設置する自動販売機及びゴミ箱のカタログ 各1通

担当者氏名
電話番号
FAX番号

誓 約 書

令和 年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の氏名を記載してください。

このたび、自動販売機設置事業者の募集に関する一般競争入札の参加申込みに当たり、下記の事項に相違ない旨確約の上、貴県における入札、契約等に係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記 3 について疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- 2 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されています。【資格者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇】
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑦までのいずれにも該当しません。
 - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

- ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- ⑤ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。

5 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しています。

| 設置施設名等 | 所在地 | 設置台数 | 設置期間 |
|--------|-----|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 入札の参加にあたっては、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容を承知した上で参加します。

様式第 3

入 札 書

令和 年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※代理人が入札する場合は、法人の所在地、名称及び代理人の氏名
をご記入ください。

※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

下記の金額をもって入札します。

記

| | | | | | | | | | | | |
|------|--|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | 円 |
| | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 記載する金額は、契約希望金額(賃貸借期間中の賃貸借料総額)の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

申込物件

| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|------|-----|------|------|------|
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |

※入札書は物件ごとに作成してください。

様式第 4

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の自動販売機設置事業者の募集に関する一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

| 物 件 番 号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|------------|-----|------|------|------|
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |

※委任状は物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

委任者（申込人）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 5

くじ引きに係る委任状

私は、下記の自動販売機設置事業者の募集に関する一般競争入札においてくじ引きが必要となる案件に関して、当該入札事務に関係のない岐阜県職員を代理人と定め、次の権限について委任します。

- 1 くじを引く順番を決定するくじを引くこと。
- 2 落札者を決定するくじを引くこと。

記

| 物件番号 | 所在地 | 設置場所 | 貸付面積 | 設置台数 |
|------|-----|------|------|------|
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |
| | | | | 1 台 |

※委任状は物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

委任者（申込人）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の氏名を記載してください。

県庁舎用

様式第 6

県有財産賃貸借契約書

貸主岐阜県（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

| 施設名称 | 所在地 | 設置場所 | 面積 |
|------|-----|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（用途の指定）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を、自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）を行わないものとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金円）

2 甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

（賃貸借料の支払）

第 7 条 甲は、前条に定める賃貸借料について、年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に賃貸借料を支払わなければならない。

（光熱水費の支払）

第 8 条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の光熱水費使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

（延滞金）

第9条 乙は、前2条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに賃貸借料及び光熱水費（以下「賃貸借料等」という。）を支払わなかったときは、県税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が賃貸借料等及び延滞金を支払うべき場合において、乙が支払った金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。【免除できる場合】

（契約不適合責任）

第12条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第13条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第14条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供することができない。

2 乙は、この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することができない。

（実地調査等）

第16条 甲は、必要に応じて、乙に対し、賃貸借物件、売上状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

3 甲は、賃貸借期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、前項の規定により乙から賃貸借物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、この売上実績を公表することができる。

（違約金）

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合又は第18条の2各号に該当した場合

金<賃貸借料に相当する額>円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金<賃貸借料に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(3) 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止若しくは営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

(暴力団排除措置による解除)

第18条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）であるとき。

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等であるとき。

(5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与

するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等であるとき。

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等であるとき。

(8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等であるとき。

(原状回復)

第 19 条 乙は、第 4 条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前 2 条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還等)

第 20 条 甲は、第 18 条及び第 18 条の 2 の規定によりこの契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

2 甲が第 18 条及び第 18 条の 2 の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲は、損害を賠償する責を負わない。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、第 4 条に規定する賃貸借期間が満了した場合又は第 18 条若しくは第 18 条の 2 の規定により契約が解除された場合において、賃貸借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(返還金の相殺)

第 23 条 甲は、第 20 条の規定により賃貸借料を返還する場合において、乙が第 17 条第 1 項に定める違約金又は第 21 条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する賃貸借料の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
岐 阜 県

代表者 岐阜県知事 古田 肇 印

乙

住所

氏名

名称及び代表者氏名

印

シンクタンク庁舎用

様式第 6

県有財産賃貸借契約書

貸主岐阜県（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

| 施設名称 | 所在地 | 設置場所 | 面積 |
|------|-----|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（用途の指定）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を、自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）を行わないものとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金円）

2 甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

（賃貸借料の支払）

第 7 条 甲は、前条に定める賃貸借料について、次に掲げるとおり、各年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

| 年 度 | 納 付 金 額 |
|---------|---------|
| 令和 4 年度 | 円 |

| | |
|-------|---|
| 令和5年度 | 円 |
| 令和6年度 | 円 |

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に賃貸借料を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の光熱水費使用料(基本料金を含む。)に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、前2条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに賃貸借料及び光熱水費(以下「賃貸借料等」という。)を支払わなかったときは、県税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が賃貸借料等及び延滞金を支払うべき場合において、乙が支払った金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は免除する。【免除できる場合】

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸借料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供することができない。

2 乙は、この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて、乙に対し、賃貸借物件、売上状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

3 甲は、賃貸借期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、前項の規定により乙から賃貸借物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、この売上実績を公表することができる。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 4 条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合又は第 18 条の 2 各号に該当した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額>円

(2) 第 3 条及び第 15 条に定める義務に違反した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額の 3 倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(3) 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止若しくは営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

(暴力団排除措置による解除)

第 18 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体

(以下「法人等」という。)であるとき。

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等であるとき。
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等であるとき。
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等であるとき。
- (8) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等であるとき。

(原状回復)

第 19 条 乙は、第 4 条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前 2 条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(賃貸借料の返還等)

第 20 条 甲は、第 18 条及び第 18 条の 2 の規定によりこの契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

2 甲が第 18 条及び第 18 条の 2 の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲は、損害を賠償する責を負わない。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第 22 条 乙は、第 4 条に規定する賃貸借期間が満了した場合又は第 18 条若しくは第 18 条の 2 の規定により契約が解除された場合において、賃貸借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(返還金の相殺)

第 23 条 甲は、第 20 条の規定により賃貸借料を返還する場合において、乙が第 17 条第 1 項に定める違約金又は第 21 条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する賃貸借料の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県
代表者 岐阜県知事 古田 肇 印

乙 住所
氏名 印
名称及び代表者氏名

仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 1000円紙幣が使用できること。
- (3) 岐阜県庁舎の6階、9階及び西塔屋(屋上)に設置する場合、県庁舎西貨物用エレベーターを使用して設置すること。なお、西塔屋(屋上)に設置する場合で、県庁舎西貨物用エレベーターのみで対応できない場合は、甲と協議のうえ、別の方法により設置できること。
- (4) 岐阜県シンクタンク庁舎の2階及び5階に設置する場合、エレベーターの使用はできないので、階段を使用して設置すること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。(ただし、物件番号1の自動販売機3台については、ペットボトルを不可とする。)
なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格(定価)以下とし、建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。岐阜県シンクタンク庁舎については、回収ボックスに収納された容器は、自社他者製品持ち込み等問わず回収し、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 処分費の負担

岐阜県庁舎の缶及びペットボトルの処分費については、別途負担する必要がある、処理業者へ支払うこと。

5 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出

すること。また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

6 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。